

法人関係税の電子申告の義務化について

平成30年度税制改正により、一定の法人が行う法人県民税・法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAx）により提出しなければならないこととされました。

1 対象法人

各事業年度の開始の日における資本金または出資金の額が1億円を超える
普通法人、公共法人、公益法人等及び協同組合等
相互会社、投資法人及び特定目的会社

2 適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

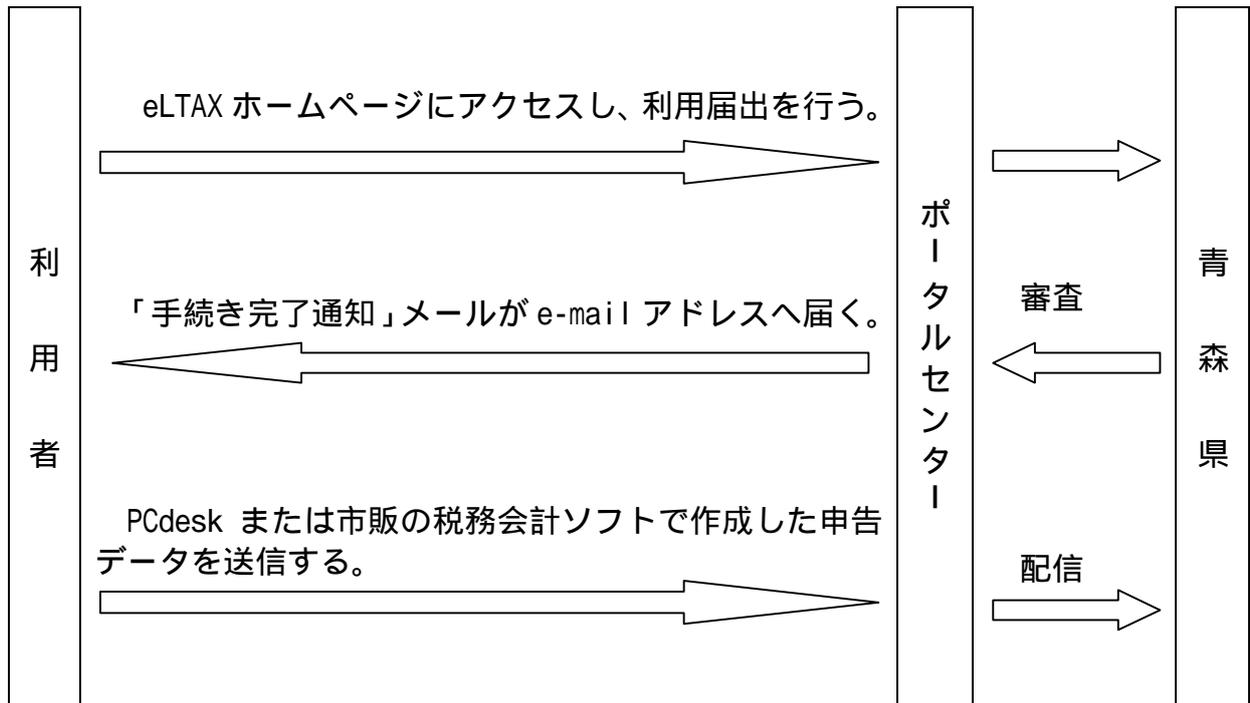
3 「eLTAx（エルタックス）」による電子申告について

「eLTAx」とは、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続き（法人関係税の申告等）を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

申告書は、eLTAx用ソフト（PCdesk）で簡単に作成でき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信することが可能です。また、市販の税務会計ソフトで作成したデータも使用することができます。

詳しくは、eLTAxホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

電子申告の流れ



県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

[県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>]